

令和5年度弘法山公園利活用方針策定支援委託業務仕様書

1 目的

本業務は、秦野駅・鶴巻温泉駅・東海大学前駅の3駅をつなぐ重要な観光資源である弘法山公園について、その周辺を含めた魅力向上を図ることで、来訪者の増加及び消費拡大等の地域活性化に結び付ける利活用方針を策定するまでの各種支援を行うものとする。

2 仕様書の適用範囲

本仕様書は、秦野市（以下「発注者」という。）が受注者に業務を委託する「令和5年度弘法山公園利活用方針策定支援委託業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

3 準拠法令等

本業務は、本仕様書のほか、秦野市契約規則（昭和39年秦野市規則第23号）等に基づき実施する。

4 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日までとする。

5 業務内容

弘法山公園とその周辺の地域資源の現状把握調査・分析・課題整理を行い、弘法山公園のさらなる利活用方針策定の支援を行い、報告書にまとめる。

ア 関係機関による会議の立ち上げ

関係機関（学識経験者、公共交通機関、農協、観光協会等、市長が必要と認める者）による会議の立ち上げ、運営に対する支援（会議資料の作成及び説明）及び学識経験者への必要経費を当業務から支出する。また、必要に応じて、会議への出席を求める（年3回程度）。

イ 弘法山公園利活用方針策定に向けた提案

本市検討会議及び「ア」に示す関係機関による会議の意見等を踏まえ、弘法山公園を舞台に展開する様々な取組を効果的に推進し、弘法山公園全体の魅力向上を図ることで、来訪者の増加と3駅の周遊促進による消費拡大等に結び付ける利活用方針を提案する。

提案に当たっては、弘法山公園における来訪者数や地域資源などを踏まえ、利活用方針の実現に向けた課題への対応方法や新たな民間活力の導入等も取り入れることで、弘法山公園において有効なビジネスモデルとして活かせるものとする。

また、先進類似事例の情報収集や来訪者・地元関係者・学識関係者などへのヒアリング等を行い、利活用方針の実現に向けた課題等の整理及びその対応策も提案する。

なお、調査結果や資料の整理に当たっては、既存資料の収集や分析、現地確認等、補足調査を実施し、地図に示す等、分かりやすく整理する。

6 業務計画書の作成

- (1) 受注者は契約締結後、速やかに業務計画書を作成し、発注者に提出すること。
- (2) 業務計画書には、次の事項を記載すること。
 - ア 業務概要
 - イ 実施方針
 - ウ 業務工程
 - エ 業務実施体制
 - オ 打合せ計画
 - カ 緊急時を含む連絡体制
 - キ その他必要な事項
- (3) 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、あらかじめ理由を明らかにしたうえで、市の承諾を得なければならない。また、承諾を得た後、速やかに変更業務計画書を提出すること。

7 本業務の留意点

- (1) 本業務に当たっては、秦野市総合計画、秦野市観光振興基本計画、表丹沢魅力づくり構想、秦野市都市マスタープラン、はだの交通計画、秦野市都市農業振興計画等の各種計画を活用するとともに、これらとの整合性を図ること。
- (2) 受注者は、本業務を進めるに当たり、発注者と詳細な協議の上、発注者の意向に沿った積極的な提案助言等を行うこと。また、疑義が生じた場合は、発注者と詳細な協議を行い、その指示に従うこと。

業務の進ちょく状況の確認及び意見交換を月に1回以上行うことを基本とし、常時調整可能な体制を整えるとともに、意見交換の記録を速やかに発注者に提出すること。
- (3) 受注者は、工程を明らかにし、調査の進捗に応じて発注者の求めに従い、逐次収集資料や中間成果物の提供を行うこと。工程は、必要に応じて発注者と調整すること。

- (4) 中間成果品、最終成果品等、本業務に伴って生じた一切の成果に対する権利は、その生じた時点から発注者に帰属する。

8 成果品

- (1) 本業務の成果品として納入するものは次のとおりとする。

ア 業務報告書（A 4 版製本カラー）	3 部
イ 弘法山公園利活用方針（A 4 版製本カラー）	1 0 部
ウ 弘法山公園利活用方針概要版（A 4 版製本カラー）	1 0 部
エ 弘法山公園利活用方針マップ（A 3 カラー）	1 0 部
オ ア・イ・ウ・エの電子データ（DVD - R）	1 枚
カ その他関連資料	1 式

- (2) その他、留意事項は次のとおりとする。

ア 報告書等は、環境に配慮した製品を使用するよう努めること。

イ 報告書等は、両面印刷に努め、図面等が A 3 版になる場合は、見開き製本になるよう努めること。

ウ 電子データについては、発注者、受注者双方で協議の上、汎用性が高く、共有化できるファイル形式（マイクロソフト・ワード、エクセル形式、PDF 形式など）で作成するよう努めること。

- (3) 成果品の納入場所は、秦野市環境産業部観光振興課とする。

9 その他

- (1) 受注者は、本業務の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。本業務が完了した後も同様とする。
- (2) 仕様書等に明示されていない事項又は疑義が生じた場合、その都度、発注者と協議の上、発注者の指示に従うこと。